

別記

【第 33 回審議会概要（主な意見等）】

審議事項（1）米原市人権意識調査概要版の作成について

事務局：職場や地域における学習や啓発等に活用できる概要版の作成を検討しており、特徴的な調査結果を中心に説明した。【詳細説明略】

会長：概要版をできるだけコンパクトにして、市民が人権に関して様々な考えを巡らせるきっかけにしたいとのことだ。私も意見を求められて、それを反映する形でまとめていただいた。ただ、これは単に報告書の図を張り付けた状態のため、レイアウトを考えて、特徴をコメントとして入れ込みながら完成品を作るイメージになってくる。完成版に向けてアドバイスをいただきたい。

委員：字が細かくて読みにくいのに、さらに解説文を入れるとスペース的に無理があるので、もう少し項目を減らすしかない。それと、概要版はカラーにするのか。字別懇談会等で活用するとなると、もう少し見やすくしてほしい。

事務局：今回は張り付けただけだが、実際はこれより見やすいように工夫し、コメントを入れた形を考えている。

会長：印刷になるとさらに文字も鮮明になっていく。これから、レイアウトを考えたり、少し削ったり、コメントも数行程度でコンパクトに取りまとめる作業に入る。何かお気づきの点があれば、事務局に御意見をお寄せいただきたい。

報告事項（1）米原市人権施策推進計画進行管理調査票の意見に対する対応について

事務局：前回の審議会にて各委員から御意見をいただいた件について、関係課へ確認した結果を説明した。【詳細説明略】

会長：説明に関して、何か御質問、御意見があればお願いしたい。

委員：米原地域には老人クラブがないということか。

事務局：各自治会単位ではあると思う。老人クラブ数がゼロというのは、米原地域の老人クラブ連合会が解散されたということだ。

委員：私が住んでる地区では老人会が解散し、残ってるのは自治会しかない。米原地域の

場合、息郷老人クラブがあるのではないかと。これはカウントとしてゼロになるのか。

委員：老人クラブ連合会から脱退したということではないのか。連合には行かないが、自分の所では老人クラブとしてやっている。そういう判断ではないのか。

事務局：そうだ。

委員：米原市の老人クラブ連合会から、米原地域全部が脱退してしまったということだ。

委員：何か理由があるのか。

事務局：連合として組織が大きくなると、役員の選出が負担になると聞いた。

委員：26ページの支援というのは、これは人数のことか。

事務局：会員数を示している。

委員：高齢者が増えているのに、会員数が減っているということか。

事務局：老人クラブ連合会には加盟しないが独自で活動されている場合もある。また、福祉分野でもそれぞれの地域で活動できる場面がある。さらに、シルバー人材センターでの就労等、高齢期における様々な選択肢が広がったことも原因の一つと考える。

委員：今はなぜ老人クラブに入らなければならないのかという人が増えてきた。また、役員になるのが嫌であり、ましてや広域の連合会役員になると、出向くことが沢山あるようだ。基本的には入らない人が多くなったし、辞められた人が何人もいる。魅力がないと言えそうなのであろう。

会長：では、この案件については終了させていただく。

報告事項（2）隣保館の今後の在り方について

事務局：両自治会とそれぞれ協議を重ねた結果、双方とも基本的合意を得て、自治会では施設を活用した活動など、将来を見据えたまちづくり計画について協議が進められている。両自治会が施設を核として、住民主体のまちづくり活動や住民自治意識の醸成等に向けた取組みがなされることを期待するとともに、自治会への支援を行うことを報告した。【詳細説明略】

会長：説明に関して、御意見、御質問があればお願いしたい。

委員：隣保館がなくなるということか。市としては、隣保館事業をするのかしないのか。

事務局：隣保事業は、福祉の向上や人権啓発への住民交流を主にすることとして、各種相談事業や人権課題の解決のための事業を行っている。そちらについては、人権総合セン

ター（以下「SCプラザ」という。）で集約して重点的に進めていきたい。

委員：今、SCプラザでは広域隣保事業を行っているが、広域隣保事業の範囲や実施する事業についてはどう考えているのか。

事務局：SCプラザでは、市全体の人権センターとして様々な事業を展開いただいております、一部、醒井地区を対象とした事業も進められている。今後、より地域全体を見据えた事業を展開していくことを考えている。

委員：相談員を5年間配置するとのことだが、それとの兼ね合いはどのようなのか。

事務局：今まで気軽に隣保館で身近な生活相談等を行っていたので、すぐに行政に来ていただくというのは難しい。そのため、自治会館の相談員に相談をいただいて、そこから行政や関係機関につなぐことを考えている。

委員：4町合併して公共施設が多いため、合理化をしていくというのが基本的にあるのではないか。隣保館の運営についても、過去は公設置、公営しか補助制度はなかったが、現在、厚労省では隣保館活動を活性化させるため補助制度も変わってきた。隣保館の運営の在り方については大いに論議すべきだが、既に市としては、譲渡ありきで動いてしまっている。果たして5年後、様々な支援策がなくなった時に、施設そのものが老朽化する中、今の施設を両自治会で本当に運営できるのかどうか。今、問題になっているのは、貧困の問題と分断というのか地域のつながりが希薄になっていくことだ。その中で、社会全体で孤立が生まれてきている。隣保館は地域の核になる施設だからこそ、第2種社会福祉施設として位置付けられている。米原市行政として部落問題の解決や社会福祉の公的責任を果たすことができるのか非常に疑問だ。

市は自治会にしか意見を聞かず、それぞれの運営主体には意見も一切聞かない。厳しい財政事情の中で経費を使わずにやれる仕組みがあるのに、一切そういう意見を聞かない。そこに市の人権施策を展開していこうという姿勢が感じられない。地元で譲渡した自治体は、積極的に部落問題の解決や人権問題を取組んでいるところではない。隣保館の建て替えの時には、審議会でも三館の状況を含めて審議してきた歴史的経過がある。ところが廃止する時は報告事項だ。そのため、意見を言っても関係ないとなる。問題は市がどう取組むかということが大事になってくる。

事務局：市の人権関連施設については、何年も前から検討されてきた経緯がある。今回、隣保館を廃止して一つに集約して事業展開することが決まり、自治会とも協議をさせていただいてきた。協議を重ねた中で、自分たちで会館を運営していこうという思

いを持っていただいたので、この段階で最終的な報告をさせていただいている。隣保館のままで補助を受けるということもあるが、隣保館という縛りがあることで自治会が行いたい事業に制限がかかる場合もある。

委員：自治会は、こども食堂もやっているが、隣保館だったらできないということはある得ない。財政が厳しいと言っているのに、そういう事業に対して、様々な支援策があるので積極的に有効活用したら、市としても助かるのではないか。自治会でやろうとする事業で隣保館だったら縛りがかかるものはあり得ない。

事務局：今後、そのような部分もあるということも含めてのものだ。

委員：どのようなことがあるのか。そんなものはない。自治会が自治会活動の中で様々なことをやろうとしていることで、思い当たることはない。

事務局：想定として、申し上げただけだ。前回の会議でも申し上げたが、何よりも地域が自治会館として活用したいという思いを優先し、今回このような手順を踏んだことを御理解いただきたい。また、先ほどの貧困問題や地域の分断については、地域からもそういう事業も展開していきたいという御意見もいただいている。この問題については、一般施策でも支援策もあるので対応はさせていただきたい。市のこれまでの隣保館事業として行ってきた事業は、SCプラザを核として、市全域を対象に展開したいと考えているので、御理解をいただきたい。

もう一点、今の規模のままで自治会館を5年後どうするのかについては、地域でも心配はされている。途中途中で協議を持ち、各自治会の運営に見合った規模の自治会館になるように改修させていただきたいと考えている。

委員：規模に見合った改修をするとのことだが、例えば三吉会館は2階を全部壊してしまうのか。それとも5年経ったらもう一回見直しをして壊し、実態に見合った小さなものにするのか。そんなことは、できないのではないか。

事務局：今の状態だと来年度から自治会館としてやっていただくことになるので、どうあるべきかを協議し、改修をさせていただく。三吉会館の場合、1階奥の部屋が使いにくいのであれば壁を取り除いたり、規模が大きすぎるのであれば半分に仕切ってしまふなど、そういったこともさせていただく予定だ。

委員：建物は壊さないのか。1階の一部しか使わないのなら、税金をつぎ込んだ社会資本としての施設を本当に無駄に使うことになる。さらに言えば、息郷学区全体で使っていけば、もっと有効に使えるはずだ。今は維持管理について5年間は面倒をみるが、5年経ったらエレベーターはあるが、2階の大ホールはたまにしか使

わないため、大きな施設が無駄になってしまう。まだ 12 年しか経ってないのだから、結論ありきではなくて市長がいつも言ってるように、多様な声を聞き、多様なところを分析し地元と協議すれば、もっと有効な活用方法ができると思う。市は結論が先にあって、こちらから提案をさせてもらっても、検討もされない。

事務局：施設の活用については、地域と協議をしているので一部しか使っていないという状況にはならないようにしていただきたいと思っている。広すぎて使えないのであれば、縮小の改修を考えさせていただく。

委員：鉄筋で建っているので、2階を切るようなことはできないだろう。エレベーターも定期点検をしなければ使えないようになる。大きい建物で2階はあるが1階の事務室とコミュニティホールくらいしか使えないようになってしまう。税金を使って建てて、まだ20年も経ってないのにもったいない。もっと活用方法を地元も含めながら工夫をすれば、もっと生きた使い方ができるのではないのか。規模を縮小することは、玩具みたいに簡単にできるものではない。

事務局：そのような心配は市も地域もされているが、様々な活動で使えるように工夫していただけるものと考えている。毎年、どうすべきなのかを協議をさせていただく。

委員：5年以降ももう一度見直しをして、5年経ったら地元完全に譲渡するということにはならないということか。

事務局：現状、基本的には5年以内とさせていただいているので、5年をベースとして考えていく。その辺も地域と協議をしているので、協議次第で出てくると思う。

委員：今の区の財政で5年後、そのままを維持管理するのは非常に厳しいと思う。元々、自治会館のように設計されてないから。そうなると、5年経ったから「はい、さようなら」では、まさに本末転倒になってしまう。隣保館としての中身を地元の自治会も受け継いでいくことが前提なのだから。それに対しての支援を含めて検討してもらわないと。5年経ったから自治会に全部お任せとなってしまうたら、大変なことになってしまうので、そこについては、市長に言っておいてほしい。平和とか人権が大切だといつも挨拶で言うが、具体的な行動でやってほしいと。

事務局：市長がいつも申し上げるように、地域に寄り添った協議の中で今後進めていきたい。

委員：報告事項に意見を言ったところで、何の効力にもならない。意見は意見で聞くと言うが、我々の審議会には止めてほしいという決定権もない。この件は、地元、息郷学区、米原学区と真剣に考えてもらい、審議会として付託を付けるくらいしか意見としてはないと思う。ただ、両自治会以外の自治会館を持つところも、同じような

意見は出るはず。他の自治会は無理してやっているの、ここは慎重に考えていた
だかないといけない。市に言えば補助してくれるのかといった意見が出ないとも限
らない。この問題は真剣に考えていただかないと進んでいかないと思う。

委 員：これまでの協議経過の下から二番目の「多良自治会からのまちづくり推進計画案受
理」とあるが、その内容はどのようなものか、参考までに聞かせてもらいたい。

事 務 局：1年目に体制を整え、2年目は事業展開を考えていくといった、自主的にまちづく
りを進めていくための年度計画のようなものだ。大きな施設を維持管理していくこ
とが大変負担なことは、今回の話を自治会に出させていただいた時にもあった。そ
の辺りの支援と併せて、自治会にも様々な事業や人の支援を行いながら、一つの自
治会として自立していけるように、行政も一緒に考えていきたい。

委 員：5年間だけじゃなくて、5年以降についてもこの計画の中にあるのか。

事 務 局：今のところ、当面の3年間ということではいただいている。

委 員：元々、隣保館で行っていた地域間交流事業とか相談事業等は、SCプラザで引き続
きまとめて実施されると思うが、今まで地元に近いところで利用されていた方の利
便性が変わることについて、どのようにカバーされるのかをお聞きしたい。

事 務 局：地域間交流事業として、例えば三吉会館の場合、盆踊りや文化祭をやっておられる。
今まで指定管理で行っていたことを自治会になったから終わってしまうと人の交流
も生まれなくなる。その辺りはこの支援の中で、行政も一緒に協議をして進めさせ
ていただきたい。

委 員：地域間交流事業は自治会としての交流事業なのか。人権としての交流事業であれば、
委託事業として隣保館の事業を継続することはできると思う。そうすると、事業を
するために人件費や事業費等の経費を委託分として載せていく必要がある。人権施
策として事業を委託できるのであれば、継続性は見えてくる。施設の維持管理費も
少しそこに上積みしながら、考えるところはあると思う。

事 務 局：行政のほかの補助金についても、一般の団体や自治会を対象に、例えば地域支援事
業とか地域提案事業とかいろいろな補助メニューもある。5年間は本課で支援をさ
せていただき、そこにうまく移行も含めて考えていきたい。

委 員：2つの隣保館を廃止するが、隣保事業についてはSCプラザで総合的にやっていく
のが市の方針ということなのか。

事 務 局：相談事業、啓発事業など重要な事業があるため。

委 員：今まで3館あった機能をSCプラザに集約するというのでいいのか。

事務局：基本的にはそうなるが、一度に切れないので、相談事業等の委託はさせていただく。

委員：それは連携するということか。元々、隣保館の持っていた隣保事業については、SCプラザに集約するという事だろう。それぞれ5年間については、地元で相談員等の体制を取ってもらうため支援し、その相談とSCプラザの相談を繋ぎ合わせるということだろう。

事務局：そうだ。

委員：SCプラザは基本的に隣保事業を参画し、請け負うということか。センター連協について、SCプラザは今でも入っているのだから、そのまま継続ということなのか。今後、SCプラザに集約するのだから、引き続き参画していくということだろう。そうしないと論理が矛盾ではないか。

事務局：そうだ。

委員：それに伴う予算措置もするという事だろう。

事務局：元々入っている。

委員：そうだろう。それを言ってくれたら早く済む話だ。

会長：はい、よろしいか。委員の方々から御懸念も含めて、御要望もいろいろ出た。今後5年間の支援の中で地元との協議を続けていかれるということなので、是非、今日出た意見もできるだけ反映するような方向で進めていただきたい。

この度、地元自治会と米原市の間で合意が形成され、12月の市議会で隣保館条例の廃止が提案されるということだ。そのため、市としては当審議会へは今回が最終報告ということになっている。今後、条例廃止が可決されれば、来年3月31日をもって当該施設は廃止される。各委員、それぞれの立場で御意見もあるかと思うが、今後は市議会での審議を見届けるということで御理解をお願いしたい。

それでは、本日の審議は終了させていただきたい。

事務局：審議に謝辞を述べ、その他の事務連絡として、11月25日（日）に開催する「人権を考えるつどい米原2018」についての参加をお願いして、本日の審議会を終了した。